

# はやまNEWS

・確定申告は3月15日まで  
・春の全国火災予防運動

## 確定申告は3月15日まで

### 税務課

問合せ  
税務課

内線251～253

費税申告書の提出は、所得や  
控除の種類に関係なく、町役  
場税務課で受け付けます。  
期間 3月15日(水)まで  
※閉庁日を除く

### ◆申告期間や納期限

①所得税・復興特別所得税

### 【申告・納期限】

3月15日(水)まで

### 【振替納税の振替日】

4月20日(木)

### ②贈与税

### 【申告・納期限】

3月15日(水)まで

### ③個人消費税

### 【申告・納期限】

3月31日(金)まで

### 【振替納税の振替日】

4月25日(火)

### ◆確定申告の仮収受

記載済みの確定申告書・消

万円以下で、公的年金等にか  
かる雑所得以外の所得金額が  
20万円以下の人は、所得税の  
確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税の還付を受

ける場合、または外国の制度  
に基づき国外において支払わ  
れる年金等、源泉徴収の対象  
とならない年金を受ける人は  
確定申告が必要です。

また、確定申告が必要ない  
場合でも、公的年金等の源泉  
徴収票に記載されている控除  
する事になります。

### ◆公的年金等の確定申告

公的年金等の収入が400  
万円以下で、公的年金等にか  
かる雑所得以外の所得金額が  
20万円以下の人は、所得税の  
確定申告をする必要はありません。

◆確定申告会場の開設  
期間 3月15日(水)まで  
9時～17時 ※土日を除く  
※詳しくは広報2月号掲載。

### ◆ふるさと納税ワンストップ 特例制度

この制度は、確定申告を行  
うと、申請をなかつたものと  
みなします。確定申告書を提  
出する場合には、ふるさと納  
税の寄附金控除も一緒に申告  
することになります。

### 鎌倉税務署

問合せ 鎌倉税務署

004671-221-5591

以外の控除（例えば生命保険  
料控除や医療費控除など）を  
追加する場合は、町民税・県  
民税の申告が必要です。

### ◆マイナンバー 確定申告書には、 マイナンバーの記載 と本人確認書類の提示

※町役場での仮収受には、マ  
イナンバーの写しの添付が  
必要です。

### ◆2月号の訂正

マイナンバーカードを申請  
する場合は、交付申請書を通  
知カードに同封された返信用  
封筒で「地方公共団体情報シ  
ステム機構個人番号カード交  
付申請書受付センター」にお  
送りください。



# 平成29年

# 春の全国火災予防運動

3月1日(水)から7日(火)まで  
全国で一斉に春の火災予防運動が実施されます

昨年12月の新潟県糸魚川市の火災では、147棟・約4万平方メートルが焼かれました。死亡者は一人もいませんでしたが、私たちも改めて火災の危険性を考えなくてはなりません。町は、消防体制の強化、県・近隣市との連携強化に取り組みながら、火災予防運動などで皆さんに「防火の重要性」を呼びかけます。

これから火災が発生しやすい時期を迎えます。一人ひとりが日常生活での防火を実践し、火災による死傷事故や財産の損失を防ぎましょう。

## ◆出火件数

平成28年中の葉山町での出火件数は、7件となつております。火災種別前年と横ばいです。火災種別では、建物火災が6件、車両火災が1件です。

## ◆住宅用消火器



住宅火災では台所やストーブ、タバコなどが原因となります。特に割合の高い「天ぷら油火災」では、慌てて水をかけると、かえって火災を大きくするばかりでなく、飛び散った油でケガをするおそれがあるため、住宅用消火器による消火が非常に有効です。



## ◆住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に有効です。平成18年から全ての住宅に設置が義務付けられました。また、電池切れや故障がないよう、日頃からお手入れをして、定期的に点検をしてください。

## ◆山火事予防運動

林野火災は、例年春先に多く、特に土曜、日曜を中心に行なっています。この時期は、山林や雑木林などに落ち葉や枯れ草が多く、また、湿度の低い気象状況が続き、乾燥注意報が頻繁に発令されます。入山する方は、不用意なたき火やタバコの投げ捨てなどは絶対にしないでください。

## ◆車両火災予防運動

この運動は、車両交通の関係者や利用者の火災予防意識の向上を図り、車両火災を予防し安全な輸送を確保することを目的とします。

問合せ 消防本部予防課  
☎ 876-10147